別紙様式第二十二を次のように改める。

別紙様式第二十二

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書

財務大臣殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者：
氏名又は名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
国籍＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿
職業又は業種＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人：
氏名又は名称及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿
職業又は業種＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

1　取得の内容（該当分に○）	態様	イ　購入
		ロ　抵当権設定
		ハ　賃借　（始期：　終期：）
		ニ　その他　（具体的に記入すること。）
	取引の相手方	イ　居住者
		ロ　非居住者
	目的	イ　報告者等の居住用
		ロ　報告者が行う非営利目的業務用
		ハ　報告者の事務所用
		ニ　その他　（具体的に記入すること。）
2　不動産の内容	所在地	
	不動産番号	
	面積（該当分に○）	イ　土地（面　積　　㎡）
		ロ　建物（延面積　　㎡）
		ハ　その他　（具体的に記入すること。）
3　取得年月日		
4　取得の対価		

（記入要領）
1　西暦により記入すること。
2　「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
3　「1　取得の内容」欄において「目的　ニ　その他」に該当する場合には、具体的な内容を例にならって記入すること。
（例：事業開発目的、投資目的）
4　「4　取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入することとし、「1　取得の態様」欄において「ロ　抵当権設定」に該当する場合には抵当権設定により担保される金額を、「ハ　賃借」に該当する場合には一定期間における賃借料及び当該期間をそれぞれ次の例にならってかっこ書すること。
（例：（担保される債権の額　１００万米ドル）、（賃借料　１００万円／月））

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第五十五から第七十五までの様式を削る。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　この省令による改正後の外国為替の取引等に関する省令別紙様式第二十二に基づき報告をしなければならないとされている事項のうち、この省令の施行日前に行われた本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に係る報告については、なお従前の例による。
2　この省令による改正後の別紙様式第二十二による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第二十二による報告書を取り繕い使用することができる。